

大規模災害時における避難所・救援物資の提供及び 平常時における防災活動への協力に関する協定

高知県（以下、「甲」という。）と高知県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時における避難所・救援物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、市町村が行う避難所確保や救援物資確保の取り組みを支援することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害発生時、甲は乙に対し次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の組合員が所有する宿泊施設の避難所としての提供。
- (2) 物資の可能な限りの提供。
- 2 前項の規定による甲の要請は、高知県知事が行う。
- 3 前項の要請は、文書により行うものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、緊急の場合は、口頭によりこれを行うことができる。

（要請への回答）

第3条 乙は、甲から、第2条第1項各号に掲げる事項について、同条第2項による要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、提供可能な宿泊施設名、受け入れ可能人員数又は救援物資の品目、数量を甲に文書又は口頭で回答するものとする。

（協力の内容）

第4条 第2条第1項第1号に掲げる乙の協力は、宿泊及び食事の提供を原則とするが、宿泊施設の稼働体制等により、宿泊のみとする 것도可能とする。

2 第2条第1項第2号に掲げる乙の協力は、次に掲げるもののうち同条第2項による要請時点で乙の組合員が保有し、提供可能な物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料
- (3) 衛生用品
- (4) 寝具（毛布等）
- (5) その他甲が要請するもの

（受け入れ方法等）

第5条 第2条第1項各号に掲げる乙の協力について、甲は、3条の回答に基づき、被災地の市町村（以下「被災市町村」という。）に対し、避難者の受け入れ先となる宿泊施設及び物資の情報を提供するものとする。

2 乙の組合員への利用申込は、被災市町村が行うものとする。

3 避難者の宿泊施設への受け入れや救援物資の運搬は、被災状況に応じて被災市町村と乙が連携して行う。

（受け入れ対象期間）

第6条 宿泊施設への受け入れ対象期間は、乙が受け入れ可能となった日から宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなる日までとする。

(報告)

第7条 乙は、前条までの規定により協力を行った場合は、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、その後、速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 宿泊施設名、受け入れ避難者数、期間
- (2) 提供した物資の品目及び数量
- (3) 搬入日、搬入場所
- (4) 運搬方法
- (5) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第2条第1項各号に掲げる事項に係る費用の額は、別途市町村と協議するものとする。

(平時の協力)

第9条 甲及び乙は、乙の支部と市町村による避難所利用協定の締結等が進むよう、協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の一箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月7日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号



乙 高知県高知市升形5番34号
高知県旅館ホテル生活衛生同業組合

